

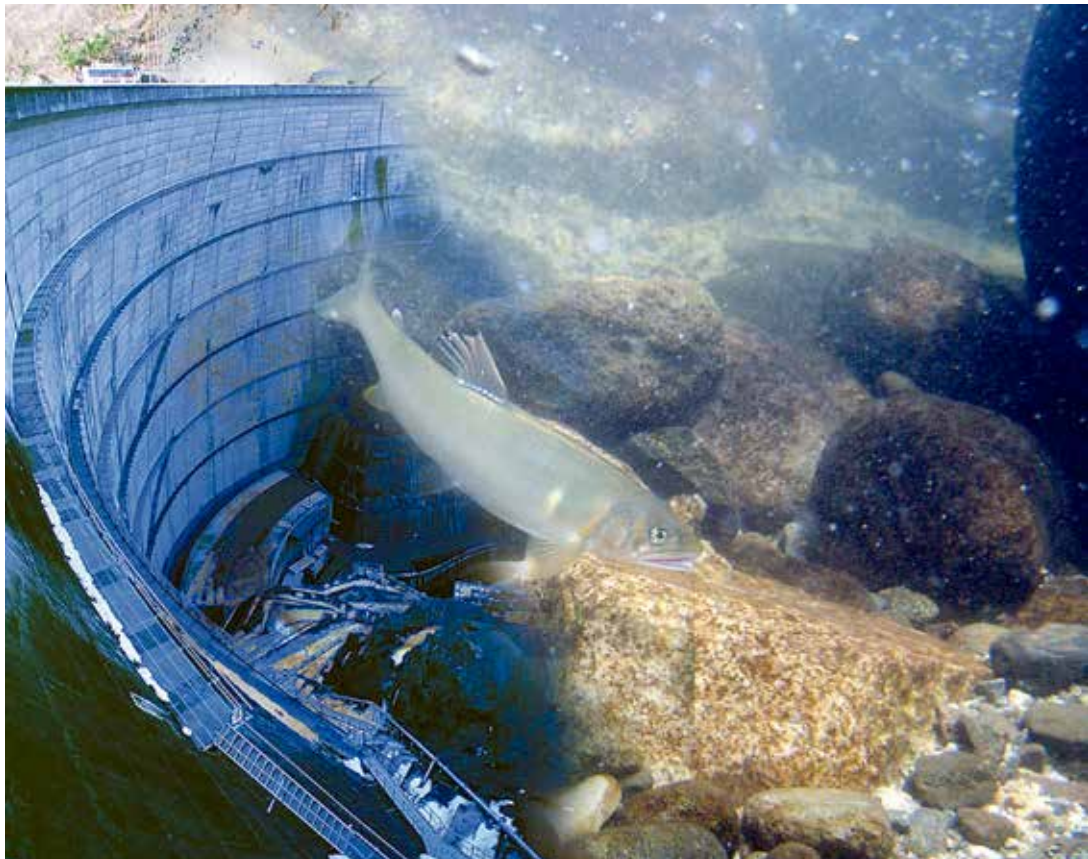
漁業補償に関する調査のご案内

漁業補償に係わる調査から
影響予測、補償金算定まで何でもご相談ください

河川でのダム・堰・橋梁等の建設事業、海域・海岸の埋立て事業などで、漁業権のある漁場が消滅、または漁業の操業や漁業生物に影響を及ぼす恐れがあり、それに伴う漁業収益の減少が受認の範囲を超えることが確実に予見される場合、漁業補償が必要となります。

補償額の算定は、国や県が定めた公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱および細則に従って、被害率を予測しておこなうことになります。しかしながら、被害率の算定方法は、対象となる河川や海域の漁場環境、魚介類の生態、漁業の操業方法などによって異なるため、定型的手法がなく、専門知識および経験と知恵が必要となります。

当協会では、これまで地域の実態に即した被害率の算定法を提案し、解決に尽力してまいりました。漁業補償等でお困りの際は、弊社の経験をぜひお役立ていただきますよう、ご案内申し上げます。



漁業補償に関する調査業務の流れ

現況把握

既存資料調査

事業の概要、工事内容・工程、河川・海域環境などの整理

魚類実態調査

魚類相、分布・移動、産卵場分布の実態を現地調査

漁業実態調査

漁業権、組合、漁獲量、漁期、漁場などについて整理

影響要因の抽出

漁業生物・漁業操業への影響要因を工事中、完成後に分けて抽出



補償額の試算

補償額の試算と調書案を作成

影響予測

水質・底質などの漁場環境の変化を予測

被害率の推定

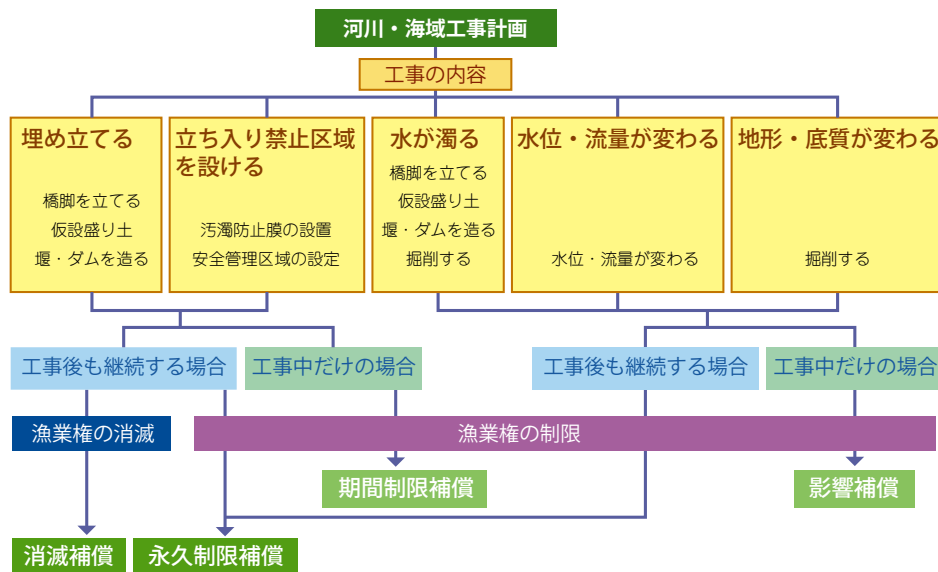
魚種別に影響要因別の被害率を推定

収益率の算定

漁家経済調査

魚価、漁具の価格・耐用年数、労働時間・単価等を調査し、収益率を算定

工事内容と漁業補償との関係



漁業補償関連調査業務の実績

(単位：力所)

ご依頼主	河川			海域		
	ダム	堰	河床浚渫	道路	橋梁	取水口
国	5	5		3	1	1
県	3		1			

平成 27 年 3 月 31 日現在



一般財団法人

九州環境管理協会

〒813-0004 福岡市東区松香台1-10-1

TEL 092-662-0410(代表) 092-662-0447(水圏生物課)

FAX 092-662-0411(代表) 092-662-0424(水圏生物課)

e-mail:syougai@keea.or.jp http://www.keea.or.jp

漁業補償関係 : 環境部 水圏生物課

料金・見積担当 : 総務部 渉外課